

工 事 概 要

工事延長				m	350
排水性舗装工	m2	2,560	半たわみ性舗装工	m2	42
区画線工	式	1	現場打街渠板（一般部）	m	20

施 工 理 由

本工事は、老朽化した舗装等を補修することにより、車両等の通行の安全を確保するものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年4月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年4月	
基 準 適 用 年 月	2025年4月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	13:道路維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1. 5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1. 02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1. 2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1. 03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1. 00
財団法人等による補正	補正を行わない	1. 00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0. 04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
構造物撤去工	構造物取壊し工	廃路盤材処分			m3	6,510	処分費	
構造物撤去工	構造物取壊し工	廃路盤材処分 （夜間）			m3	6,120	処分費	

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修（上高野幡枝線）工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持			式	1				
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工, 低騒音・低振動対策:必要	m3	2				(概)
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:機械施工, 低騒音・低振動対策:必要	m3	0.4				(概)
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	2				(概)
殻処分		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	2				
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	0.4				(概)
殻処分		殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	0.4				
掘削		土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量:小規模(標準)	m3	2				(概)
掘削 (夜間)		土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量:小規模(標準)	m3	8				(概)
廃路盤材運搬		機械積込, 有, 10km以上20km未満	m3	2				(概)
廃路盤材処分			m3	2				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修（上高野幡枝線）工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
廃路盤材運搬 （夜間）		機械積込, 有, 10km以上20km未満	m3	8				(概)
廃路盤材処分 （夜間）			m3	8				
舗装版切断		舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	460				(概)
舗装版切断		舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cmを超え30cm以下	m	50				(概)
舗装版切断		舗装版種別:コンクリート舗装版, コンクリート舗装版厚:15cmを超え30cm以下	m	2				(概)
舗装版破砕		舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:25cm, 騒音振動対策:必要	m2	13				(概)
舗装版破砕 （夜間）		舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:25cm, 騒音振動対策:必要	m2	42				(概) 半たわみ
殻運搬		殻種別:アスファルト殻	m3	3				(概)
殻処分		殻種別:アスファルト殻	m3	3				
殻運搬 （夜間）		殻種別:アスファルト殻	m3	28				(概)
殻処分 （夜間）		殻種別:アスファルト殻	m3	28				
舗装工			式	1				
路面切削工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修（上高野幡枝線） 工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
路面切削 （夜間）		施工区分・平均切削深さ:全面切削6cmを超え12cm以下,段差すりつけ撤去作業:有り	m2	2,550				
殻運搬(路面切削) （夜間）		殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	255				
殻処分(路面切削) （夜間）		殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	255				
排水性舗装工			式	1				
基層 （夜間）		平均幅員:3.0m超,平均仕上厚:50mm,材料種類:再生粗粒度アスファルト混合物(20),タックコートPK-4	m2	2,390				
排水性舗装・表層(車道・路肩部) （夜間）		2.4m以上,導水パイプ:有り,片側2車線以上,ポーラスアスファルト混合物(13),タックコートPKR(ゴム入り)	m2	2,560				
半たわみ性舗装工			式	1				
下層路盤 （夜間）		路盤材種類:各種,路盤材規格:再生粒度調整砕石RM-30,仕上り厚:200mm	m2	42				(概) 街板
上層路盤 （夜間）		路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材規格:再生アスファルト安定(25),仕上り厚:150mm	m2	42				(概) 街板
基層 （夜間）		平均幅員:1.4m以上3.0m以下,平均仕上厚:50mm,材料種類:再生粗粒度アスファルト混合物(20),タックコートPK-4	m2	42				(概)
表層 （夜間）		平均幅員:1.4m以上3.0m以下,平均仕上厚:50mm,材料種類:開粒度アスファルト混合物(13),タックコートPK-4	m2	42				(概)
セメントミルク浸透 （夜間）		施工厚さ:50mm,超速硬型	m2	42				(概)
排水構造物工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修（上高野幡枝線）工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
集水桝・マンホール工			式	1				
街渠桝(1)		基礎碎石, 型枠, コンクリート, コンクリート削孔, 歩車道境界ブロック(PL-5A), 鉄筋工, 現場内小運搬:無し	箇所	2				(概)
街渠桝(2)		基礎碎石, 型枠, コンクリート, コンクリート削孔, 歩車道境界ブロック(A種切下(100), 鉄筋工を含む, 現場内小運搬:無し	箇所	1				(概)
現場打街渠工			式	1				
現場打街渠板 (一般部)		基礎碎石, 型枠, コンクリート, 目地板を含む, 現場内小運搬:無し	m	20				(概)
現場打街渠板 (中車両乗入対策型)		基礎碎石, 型枠, コンクリート, 鉄筋工, 目地板を含む, 現場内小運搬:無し	m	4				(概)
縁石工			式	1				
縁石工			式	1				
歩車道境界ブロック (中車両乗入対策型)		ブロック規格:京都市型A種切下(100), 基礎碎石:RC-40, 均し基礎コンクリート規格:18-8-25(高炉), 鉄筋含む	m	2				(概)
区画線工			式	1				
区画線工			式	1				
熔融式区画線 (夜間)		施工方法区分:熔融式手動, 規格・仕様区分:実線 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	m	60				(概)
熔融式区画線 (夜間)		施工方法区分:熔融式手動, 規格・仕様区分:破線 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	m	290				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修（上高野幡枝線）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 （夜間）		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:セグ材 30cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:有り	m	40				(概)
溶融式区画線 （夜間）		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:セグ材 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:有り	m	82				(概)
溶融式区画線 （夜間）減速マーク		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	41				(概)
溶融式区画線 （夜間）自転車マーク		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	4				(概)
溶融式区画線 （夜間）止まれ		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	1				(概)
溶融式区画線 （夜間）ダイヤモンド		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	1				(概)
溶融式区画線 （夜間）速度表示(50)黄		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	4				(概)
溶融式区画線 （夜間）転回禁止マーク(黄)		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	2				(概)
仮設工			式	1				
仮設工			式	1				
敷鉄板 （参考数量）		鋼材規格:22×1,524×3,048(mm),作業区分:設置・ 撤去,供用日数:9日,継続工事:無し,整備費:有り	m2	42				(概)
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B,昼間	人日	36				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修（上高野幡枝線）工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員 （夜間）		交通誘導警備員B, 夜間	人日	96				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 12.7%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
運搬費			式	1				
建設機械運搬費 （参考数量）		路面切削機（ホイール廃材積込付）2.0m, 片道運搬距離:6.8km, 無, 無	台	2				
仮設材運搬費 （参考数量）		関東・中部・近畿, 片道運搬距離:6.8km, 製品長:12m以内, 割増無し, 積込・取卸し費(往復分)を含む	t	7				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修（上高野幡枝線）工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

特記仕様書（個別工事編）

工事名 舗装道補修（上高野幡枝線）工事

工事場所 京都市左京区上高野大湯手町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事期間中の安全確保については、監督職員と協議を行い、適切な安全対策を講じること。
- 2 工事箇所の周辺道路には、工事用車両が待機、駐車することがあってはならない。工事関係者の車両についても同様とする。
- 3 本工事施工期間中、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 4 本工事の施工に伴い、占用企業者との調整が必要になった場合は、緊密な協議を行い円滑な工事進捗を図ること。
- 5 地下埋設物件等の事故防止について、以下を留意すること。
 - (1) 工事の施工に当たって予想される地下埋設物件や架空線等の物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。保安対策の打合せを行ったときは、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。
 - (2) 請負者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。
 - (3) 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果死管の処置を請負者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。
- 6 本工事において民有及び官有の施設物件を破損した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、請負人において現状に復すること。
- 7 工事完了後、全ての納品書を種類別にまとめ提出すること（交通誘導警備員の日報を含む）。
- 8 使用資材・製品については、材料承認に係る書類を提出し、事前に監督職員の確認を得ること。併せて、材料確認書についても提出すること。
- 9 工事標示施設（特記仕様書（全工事共通編）第3項 施工管理に関する事項 第8条を含む）及びバリケードは監督職員の指示により設置し、維持管理に万全を期するため常に巡回して点検を行い、損傷・破損等したものについては、直ちに補修・取替え等の処置を講じなければならない。
- 10 本工事では、工事に伴う騒音、振動及び粉塵の低減対策等、利用者に対する安全対策及び環境への配慮に努めること。
- 11 請負者は、気象情報に注意し、異常出水等に備え、作業の安全確保に努めなければならない。

第5条（施工時間）

施工時間は、昼間及び夜間施工とする。夜間施工について、標準的な作業時間帯は、21時～6時とする。ただし、所管警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第6条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	

第7条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
施工箇所	6名	交通誘導警備員B	昼間	無
施工箇所	12名	交通誘導警備員B	夜間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第8条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

材料確認

材料名	規格	提出添付書類
歩車道境界ブロック	京都市型 A 種切下(100)	品質規格証明書、製品仕様書、カタログ等

4 建設副産物に関する事項

第9条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）（昼間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 滋賀県東近江市蛇溝町字長谷野 1388 番の一部	設計運搬距離 L = 53.5 km
コンクリート塊 （鉄筋）（昼間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷 37	設計運搬距離 L = 35.0 km
廃路盤材 （昼間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 102	設計運搬距離 L = 18.2 km
廃路盤材 （夜間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 78	設計運搬距離 L = 18.5 km
アスファルト塊 （掘削）（昼間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市左京区静市野中町 395-1	設計運搬距離 L = 6.3 km
アスファルト塊 （掘削）（夜間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町 18 番地の 1	設計運搬距離 L = 20.8 km

アスファルト塊 (切削) (夜間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町 18 番地の 1	設計運搬距離 L = 2 0 . 8 km
----------------------	---	--------------------------

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第 1 0 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 1 7 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他(舗装)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第 11 条 (工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 45 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の 20 日前までに提出すること。

第 12 条 (受注者希望型における ICT 活用工事の試行)

1 本工事は、「京都市建設局 ICT 活用工事試行方針 (案)」(令和 6 年 2 月)(以下「試行方針」という。)及び「京都市建設局 ICT 活用工事試行要領 (案)」(令和 6 年 2 月)(以下「試行要領」という。)の内容に従い ICT 活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT 活用工事を試行できる。

3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者は ICT 活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT 施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。

5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第13条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第14条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備する

ものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、加点対象とする。

第１５条（その他特記事項）

- 1 本工事の施工に先立ち、現地踏査を行い、施工実施数量を算出し、書面により速やかに監督職員に報告すること。
- 2 受注者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行うこと。
- 3 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 4 本工事における、施工上及び現場管理上のトラブルについては、受注者の責任において処理すること。
- 5 本工事施工箇所は、全国高等学校駅伝競走大会のコースとなっていることから、大会開催に支障が無いように、現地の施工を完了させることとする。

第１６条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

箇所図

